

# 駅通情報

第80号

時評

## 中央道路沿い「中越駅通」の

### 経営実態を探る

#### 一 はじめに

最近、松浦武四郎の研究で知られている秋葉實氏から、中央道路（公式には、仮定県道中央道路と稱する）沿いに所在する中越駅通における明治末期から大正初期にかけての、経営状況を記録した資料を頂戴した。

現代になると、延べ六百か所（移転したものを含む）も所在していた駅通も、その経営を知る資料は皆無にひとしく、貴重なものとなった。

しかし、頂戴した資料は詳細、長文で、その全部を対象に解析するわけにいかぬので、その一部を取上げ、さらに私の手持ち資料を加え参考にして検討し、取りまとめたものである。

#### 二 調査対象にした時期

提供を受けた資料は、明治三三（一九〇〇）年から大正五（一九一六）年までの一七年間（一部は、大正末年までの部分もある）が、この中には、欠落部分とか、内容不明の部分もあるのでこれを削除し、以下、記載のとおり、明治三四年から五か年置きに四か年を対象に解析したものである。

#### 三 中越駅通の位置等

1、右、中央道路は、網走を起点として内陸部を北西に進み、

忠別（旭川）に至る仮定県道中央道路沿いに開削したものである。

この中央道路沿いに、下記十二か所（忠別を含む）に駅通所が創設されたものであるが、そのうち九か所は北見国側に、三か所は上川（石狩国）側に配置したものである。

この道路は、通稱「北見道路」ともい、明治二十四四月、釧路集治監網走分監の囚人約五五〇人により、網走を起点として北見側を網走分監の囚人により、また一方、終点、忠別から逆に上川側を民間業者の請負工事として開削され、この年の晩秋には不十分ながら一応完成したものである。右道路の完成によって、沿道には駅通が開設され、旅人、移住者等の通行、貨物の運送の便が図られたのである。

この駅通所の開設状況は、次のとおりである。

なお、右「仮定県道、中央道路」の開削状況については昭和三七年、私はオホーツク新聞に数回に分載、詳細に掲載したことがあるが、もう遙か昔のこととなった。

号数	駅通名	開設年月	備考
(起 点)	網走	明治	
第一号	越 歳	二五年三月	のち緋牛内へ移転
第二号	端 野	二五年三月	
第三号	相 内	二五年三月	
第四号	留 菜	二五年三月	
第五号	サルマ	二五年三月	のち上サルマへ移転
第六号	野 上	二五年三月	のち下生田原へ移転
第七号	滝ノ下	二六年六月	
第八号	滝ノ上	二六年六月	のち白滝へ移転
第九号	中 越	二五年三月	以下上川郡所在
第一〇号	越 路	二四年六月	
第十一号	伊 牛	二四年六月	のち下愛別へ移転
(終 点)	忠 別	(二二年四月)	

以上のとおり、道路開削後、明治二十四年六月以降、順次、十一か所に駅通所が開設された。

## 中越駅通所収入状況

(第1表)

年期別	手当	宿泊料	継立料	雑収入	計	備考	
34年	上下計	48.00	105.50	17.50	15.58	186.58	1か月休業
		48.00	226.50	968.00	1.50	1244.00	
		96.00	332.60	985.50	17.08	1430.58	
	全収入に対する割合	6.7	23.2	68.9	1.2	100.0	
39年	上下計	48.00	25.25	6.07	—	77.32	
		48.00	67.65	41.62	3.50	160.77	
		96.00	90.90	47.69	3.50	238.09	
	34年を100とした場合	0	27	61	24	17	
45年	上下計	48.00	113.55	1.80	8.51	171.50	米価暴騰
		48.00	142.95	63.25	2.85	157.05	
		96.00	256.50	65.05	11.00	328.55	
	34年を100とした場合	0	77	6	65	23	
大正5年	上下計	48.00	9.45	26.75	1.55	85.70	
		48.00	112.40	32.11	3.00	195.51	
		96.00	121.85	58.86	4.55	281.21	
	34年を100とした場合	0	37	6	30	20	

2、右、本稿記載の中越駅通は越歳駅通から九番目に所在するところから九号駅通と称し、創設から廃止まで次のとおり取扱人が就任した。

初代 中川浅太郎  
二代 滝田熊太郎

三代 滝田繁富  
四代 滝田俊雄

## 四、収入状況

中越駅通の運営状況については、入手した資料の中から内容が完全と認められる「明治三四、三九、四五、大正五年」の四年間を採用した。その状況は「第一表 収入状況」「第二表 支出状況」のとおりである。

## 五、解説（収入の部）

## 1、取扱人手当

(1) 取扱人手当は、月額八円が支給されている。資料によると、明治三四年七月、一か月休業したとあるが、取扱人手当は減額されずに支給されている。駅通業務を休んでも取扱人手当は支給されるようである。あるいは、支庁への休業届を出さずにいたのかも知れない。

(2) 取扱人手当は、調査期間中の明治三四年から大正五年までの間、月額八円が支給されていて、期間中増減されていない。

## 2、継立料

(1) 継立料には、一般利用者の人馬の継立による収入と、郵便運送による請負料が合算されていると認められるが、その区分は明らかにされていない。

(2) 郵便運送業務は、明治三一年八月、札幌・旭川間の鉄道開通によってその延長線にある中央道路を通行する旭川・網走間に郵便線路が開通し、沿

おいてもこの貨錢改定と関連して、西のオホーツク海沿岸（北海道）の文別（現在の紋別）御用所にも通達がなされた。しかしそれは、和人地村々へ通達されたものとはかなりの違いがある。

その内容は、旅宿及び人馬継立の運営上種々の問題を含んでいるので、煩瑣（はんさ）を厭わず全文を掲げると、

（第六表）

覚

向後在住の面々蝦夷地通行之節人馬貨錢者定メ貨錢之半分、人足一人壹里拾五文（朱、此分追馬十文二成）馬壹疋壹里錢貳拾文

但持場内者無賃之積

一、同所賄代之儀者上下之無別一人壹賄錢貳拾五文、三賄二而錢七拾五文 但持場内一人三賄二而錢五拾五文都而壹汁壹菜限候積

但役々諸家勤番人馬貨錢賄代不同之儀者支配所中与他領通行之差別ニ付其段可相心得候

右之通相心得尤役々落合候節目欠可及混雜候間其時々不及仕払銘々先触ニ見合算当之上追而勘定書場所辺り迄差出人馬継立賄方等無差支様兼而其手当致シ可置候依之申渡候

卯十二月

この「覚」の冒頭に記載されている「在住の面々」とは、蝦夷地各御用所詰の幕吏及び諸家中を指しているものであるから、蝦夷地一円を適用範囲として発出されたものと認められる。これら幕吏が蝦夷地内を通行する場合の人馬貨錢は、御定貨錢の半額となっている。ここで御定貨錢とは、何を指しているのだろうか。おそらく、安政二年に箱館付和人地村々を対象に発出された通達の貨錢を指しているものと見られる。したがって、このときの半額、すなわち人足賃は十五文、馬匹賃は二十文ということになる。この「覚」は、幕吏が蝦夷地を通行する場合の人馬貨錢を示しているものと解される。

また、御用所持場内は無賃であり、追馬のための人足賃は、一人一里十文である。

なお、右、人馬貨錢は蝦夷地に初めて賄料が明定されたものであるが、身分の差別なく一賄二十五文であり、一汁一菜を原則とするという厳しいものである。確かに、人足賃一人一里十五文というのであるから、当時としては妥当の設定であるのかも知れない。しかしこれも表向きのものであるのかも知れない。

なお、賄代については「賄料の設定」の項で詳述する。

このときの改定について、一片の通達では十分その意味内容が酌み取れないものとみえ、蝦夷地一円を受持つ東西場所請負人達を代表して、両場所請負人惣代から、改定通達の内容について念を押ししたうえ、箱館奉行に対し、次の請書が提出された。

（次号へ続く）

明治政府へ引継がれた宿駅制(12)

— 西海岸道「福山・江差經由—島牧」—(一)

前書き

西海岸道といえは、函館を起点として松前街道を通過し、その延長線上にあり、西蝦夷地への唯一の連絡路として知られている。

その街道沿いは、渡島半島の大部分を占め、早くから和人が住み付き、村落を形成していた地域である。

この地域を和人地と稱し、当時既に本州北部の津軽、南部地方に比肩する集落が形成され北海道全域からみると、

極く狭い地域ではあるが村方及び五人組制が敷かれ、松前藩成立初期には前述のとおり自治制が敷かれ、住民もおおむね安定した生計を立てるに至っていたものである。

以下、前号に引き続き記述する。

二、札前 : さつまい

- (1) 位置 松前郡札前村
- (2) 沿革 根部田に同じ

○他の資料による

- (1) 位置 福山より江差に至る西海岸通りにあり。
- (2) 沿革 設置年月不詳、明治十三年五月廿六日廃す。

○解説

本村は、右、根部田と同様、福山宿の助郷村であらうが、旅人の都合によっては本宿場で人馬の継立ても許されているのかも知れない。

しかし、正式には、根部田村と同様、福山宿の助郷村であらうが、裏付けとなる資料は見当たらない。

三、赤神 : あかがみ

- (1) 位置 松前郡赤神村
- (2) 沿革 根部田に同じ

○他の資料による

- (1) 位置 福山から江差に至る西海岸通りにあり。
- (2) 沿革 設置年月不詳、明治十三年五月廿六日廃止。

○解説

右、松前村の項に記載と同様、福山宿の助郷村であると判断されるが、資料は見当たらない。

四、茂草 : もぐさ

- (1) 位置 松前郡茂草村
- (2) 隣駅トノ距離 福山へ三里二十五丁十八間 江良町へ一里二十五丁四十四間

- (3) 人馬継立・貫目賃銭 福島駅二同ジ
- (4) 駅通取扱 一人
- (5) 沿革

ア設置年月不詳、松前藩以来村役人自宅ヲ駅場トシ経費都テ民費

イ明治十三年人馬継立所ヲ置ク

○他の資料による

- (1) 位置 福山ヨリ江差ニ至ル西海岸通りニ在リ
- (2) 沿革

ア本駅設置年月不詳、松前氏封土ノ時以来村役人自宅ニ於テ駅務ヲ執リ駅場諸入費ハ都テ民費トス。

イ明治十三年一月廿八日人馬継立所ヲ置ク

- (3) 隣駅ニ達スル距離 福山駅江三里二十五丁十八間 江良町江一里二十五丁四十四間

道路稍平夷ナリ。

- (4) 駅通取扱人の給料等

ア松前氏封土以来役人担当シ村書記ヲ以テ事務ヲ取扱ハシメ其後沿革アリ悉ク記スル能ハス。明治十二年十月山岡喜左衛門ナルモノ人馬継立所設立ノ儀ヲ出願ス。而シテ同人事故アリ札前駅江帰籍シタルヲ以テ出願ヲ止ム。

イ同年十二月十八日田中行之丞ナルモノ右継立所ヲ設立セン「ヲ願フ。同十三年一月廿八日之ヲ許可ス。

- (5) 駅馬・荷物賃目

ア従来ヨリ別ニ駅馬ヲ備ヘズ、村民所有ノ馬ヲ以テ交番通伝ヲ為ス。

イ人馬賃銭ハ福島駅ニ同ジ、故ニ茲ニ贅セス

ウ荷物賃目ハ福山駅ト異ナルナシ故ニ此ニ省略ス

○資料寄贈お礼

- 一 中越駅通所収支状況調査 遠軽町 秋葉 実氏
- 一 北海道の文化 札幌市 北海道文化財保護協会

発行年月日 平成二十三年六月五日

頒布 無料

発行者 札幌市南区川沿四条五丁目三一 史学研究会 主宰 宇川 隆雄

TEL 〇一一一五七一一三六〇二番

道各地に郵便継立所が設けられ、中越駅逓の取扱人もその業務を請負ったものである。

(3) 右のとおり、中越駅逓取扱人も当時の通信省（契約元は札幌郵便局長）との間で、郵便運送業務の請負契約を締結したものである。

従つて、この運送業務は、中越駅逓の取扱人個人が請負契約を締結したものであつて、中越駅逓所における駅逓業務とは直接関係はない。

しかし、この中央道路の郵便陸路便は明治三十七年には、郵便線路が旭川から名寄、紋別經由、網走間に変更になり、中央道路經由は、六年間という短期間の運行で中越郵便継立所も廃止された。

従つて、中越駅逓の継立業務はまた本来の駅逓所業務としての継立業務の運行のみになり、以後、継立収入は激減するに至つた。

### 3、宿泊料収入

明治三四年における宿泊料収入は、駅逓総収入の二三％に当たり、駅逓運営に大きな影響を与えている。

しかも、この現象は以後、年を追つて増加してきている。特に、奥地に入植する移住者が年を追つて増加するに従ひ、中継地の中越駅逓で宿泊する者も増加し、その割合は大きくなってきている。

### 4、雑収入

雑収入は何を対象にしているのか判然としない。

本来、雑収入というのは駅逓用地内の樹木を販売したとか、不要になつた駅逓用品を売つた代金等、他の項目に該当しない収入があつた場合に掲上するものであるが、当所において掲上した収入物件等は明らかでない。

### 5、総収入に対する検討

明治三四年の総収入を見ると、總体的に駅逓二大業務による収入、すなわち、継立と宿泊による収入が大部分を占める

ものであるが、当然のことではあるが当駅逓では、明治三四年に限定してみると、健全経営がなされているものといえる。しかし、以後、年を追つて宿泊収入は純増しているものの、郵便運送の廃止などによる継立収入が減少し、運営は先き細りの傾向がみられる。

基幹業務収入はともかく取扱人手当は、終始増減がないので、取扱人手当の主要度が増してきたといえる。

### 人馬賃錢と賄料の変遷を探究する(三)

— 既応の資料は間違いや欠落が多い —

#### (第二表)

同年(文化五)八月から同九年七月までの四か年間

人足 壹人 壹里 錢六文  
馬 壹疋 壹里 錢十文

右の増額が許された。

さらに、期限切れの文化九(一八一二)年八月、同額の増額継続が許され、併せて八年間続いた付加額が文化十三(一八一六)年期限満了時をもつて解消されたものかどうか、その点についての、その後の関係文書は見当たらないが、実は、その後も継続されていたことを示す、次のような記録が明らかにされている。

#### (第三表)

御用地以来人馬賃錢左ノ通り可ニ受取一旨中渡候

人足壹人 壹里ニ付錢二十文ツツ

馬 壹疋 同 錢四十文ツツ

右ノ通定メ置候処、村々困窮ノ旨申立テ割増ノ儀相願、人足壹人 壹里ニ付錢六文相増シ二十文ツツ馬壹疋 壹里ニ付拾文相増シ五十文ツツ去己七月ヨリ来ル西六月迄、中

年四ヶ年ノ間、割増シ可レ受取段申渡シ、請証文取置候  
 右写引渡候。年季明ノ節ハ勝手次第可レ被取扱候。  
 東蝦夷地ノ儀ハ、右ノ割合ニテ賃銭為、三受取<sup>二</sup>之<sup>一</sup>候。  
 オシヤマンヘ与センホウシ迄ノ内ハ山道ニ付老割増ノ積  
 二候。  
 (白主御用書御留用)

この文書は、文政五(一八二二)年四月に示達されたものであるが、村々困窮を理由に増額継続上申があったので、人足一人一里六文、馬一疋壹里十文の増額を、文政四年から同年八月までの四年間において認め、この分については請証文をとつてあるし、その「写」も渡してある。その期限がきて文政八年になったら、以後は勝手次第である、というのである。実は、増額切替えが行われた文政四年は、蝦夷地が松前章広に返還された年であるが、これが実施されたのはその年の八月であるから、まだ松前藩に蝦夷地が返還される以前(實際の引き継ぎは、この年の十二月であった)のことである。従つてまた、この文書は、引き継ぎに当たつてのこの増額は、臨時の措置であることを、念を押す意味のものであつたのかも知れない。

このときの蝦夷地返還にあつて、幕府は、「幕府の創めし所の法制を遵守せしむ(北海道史年譜)」と、前期幕府直轄時代に創つた制度法令は、引き継ぎ後も守るよう申し渡してゐるのであつた。したがつて、返還後も、松前藩は幕府(箱館奉行)が制定した臨時増額をそのまま踏襲したのである。

なお、この増額指定地域は、東地一円のほか、これまで設定されたことのない山道割増しが認められた。松前藩に返還後の実態については資料がなく、その後の推移は判明しないが、以後空白の三十年間を経て、幕府直轄初年の安政二(一八五五)年に箱館奉行から次の通達が發出された。

#### 八、安政二(一八五五)年における改定

##### (第四表)

箱館町并同所付村々、北は落部迄西は木古内村まで人馬賃銭之儀左之通可受取申渡。当卯八月より申七月迄中五ヶ年五割増、壹里人足壹人賃銭三十文

但壹人持五貫目より七貫目

本馬、軽尻之唱に不抱、継立之馬数に應じ、壹里壹疋に付賃銭四十文

但壹疋之荷物拾六貫より廿貫目迄  
 右之通申渡候間此段申達候

卯八月

このときの通達では、五か年間の期限付きながら、人足賃についてはこれまでの五割増として設定されている。しかし、馬については据置となつた。

なお、このときの改定では意識的には大きな変化が現われている。それは、初めて五街道の貫目制限と類似の持荷積荷の重量制限が設定されたことである。しかし、本馬、軽尻の区分けはされていない。貫目制限については後述するが、五街道においてはそのころ、

##### (第五表)

人足 荷物五貫目まで、それを超えると目方に應じて払う。たとえば六貫目は「一人二分」となる。

本馬 一駄四十貫目までの荷物をつけたもの(寛永二「一六二五」年)この目方を超過しない原則である。

軽尻 空尻とも荷なしともいう。本来人が乗つて荷を付けないものをいうが、五貫目までの荷を付けることが出来る等。  
 (児玉幸多著、宿駅)

とあつて、これと比較すると、人足の持荷重量制限は、本道のそれと比べて大差はないが、馬匹の積荷制限については大きな違いがある。路面の良否からの設定の違いであろう。

右の安政二年の賃金改定は、文書の冒頭にあるように、箱館付和内地村々を適用地域と定めたものであるが、蝦夷地に